

“原則屋内禁煙”になるのは飲食店だけではありません！ 2020年全面施行の改正健康増進法にあわせ、職場の受動喫煙防止対策を進めましょう！

2018年7月、改正健康増進法が成立しました。これにより、多数の者が利用する施設などでの受動喫煙防止対策が強化され、全面施行となる2020年4月1日以降は、義務違反者には50万円以下の過料が科されることになりました。

たばこが奪う従業員の健康

受動喫煙とは、人が他人のたばこの煙にさらされることをいいます。たばこの煙には、喫煙者本人が吸いこむ主流煙と、たばこから直接出る煙である副流煙、さらに喫煙者が吐き出す呼出煙があります。この中でも副流煙は、フィルターを通しておらず燃焼温度が低いことから、より多くの発がん性物質、ニコチンなどの有害物質を含んでおり、特に身体への影響が大きいとされています。

☹️受動喫煙によりこんなにも病気のリスクが高まります☹️

肺がん
1.3倍

虚血性心疾患
1.2倍

脳卒中
1.3倍

乳幼児突然死症候群
4.7倍

出典「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(国立がん研究センターがん情報サービス)



画像提供：
東京都

改正健康増進法により事業所は原則屋内禁煙になります

改正健康増進法では、学校・病院などを除いた多数の者が利用する施設のほとんどを「第二種施設」として規定し、原則屋内禁煙の取扱いとしています。事業所や商業施設などは、この第二種施設に含まれます。

第二種施設では、法律等に定められた要件（※）を満たす喫煙室以外は、屋内は全て禁煙となります。全面施行後の2020年4月1日以降は、違反する施設等の管理権原者等（施設の管理について権原を有する者及び施設の管理者のこと）には、50万円以下の過料が科されます。

あなたの職場は、法律違反の状態になっていませんか？ 施行直前に焦ることのないよう、お早めにご対応ください。

（※）喫煙室の要件

- ☑️ 屋内又は内部の場所の一部の場所であること
- ☑️ 以下の「たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準」を満たしていること
 - ① 出入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
 - ② 壁、天井等によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること
- ☑️ 喫煙室とその施設等出入口に標識を掲示していること

厚生労働省では、喫煙室設置の費用助成を行っています。

厚生労働省では、一定の基準を満たした喫煙室の設置に対して、費用助成（受動喫煙防止対策助成金）を行っています。あなたの職場が対象になるかなど、詳細は国のホームページをご確認ください。

従業員の禁煙支援も有効な対策に

禁煙希望者に対する禁煙サポートを行うことも従業員の健康増進になり、受動喫煙防止対策にとっても効果的です。

企業でできることとして、健康保険組合と連携し、禁煙治療にかかる費用の助成などを検討してみてもはいかがでしょうか。また、費用助成が予算的に難しい場合には、職場での講習会の開催や、毎月1日、職場で禁煙デーを設けるなど、すぐにできることから取り組むことが大切です。